

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示		ページ
○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課)	1
○高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の変更	(鳥獣対策室)	1
○高知県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の変更	( " )	1
○特定鳥獣の狩猟期間の延長(2件)	( " )	1
○特定鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除	( " )	2
○特定鳥獣の捕獲等の禁止猟法の一部解除(2件)	( " )	2
○生活保護法による医療機関の指定	(福祉指導課)	2
○生活保護法による指定医療機関の名称の変更の届出	( " )	2
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	( " )	2
○公共測量の実施の通知	(用地対策課)	3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	3
○道路の区域変更	(道路課)	3
○道路の供用開始(3件)	( " )	3
公 告		
○換地処分届出(香南市)	(農業基盤課)	4
○開発行為に関する工事の完了(2件)	(都市計画課)	4
高知県公安委員会告示		
○警備員指導教育責任者講習の実施		4
監査公表		
○定期監査の執行結果(中央西農業振興センターほか)		5
○包括外部監査の結果に対する措置		10
落札公告		
○落札者等の公告	(教育委員会事務局生涯学習課)	17

## 告 示

高知県告示第533号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、香南市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

### 字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
夜須川	北野	134の一部、138の1の一部	上夜須	小野田
上夜須	子キャ	592の2		
	小野田	609の一部		アヲギ
	京塚	1684の一部、1685の1の一部		ワサダ
小野田		597の1の一部、598の一部	夜須川	北野

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部を含むものとする。

### 高知県告示第534号

高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画(平成14年10月高知県告示第516号)について、次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により告示する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県政策企画部鳥獣対策室に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第535号

高知県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(平成17年10月高知県告示第656号)について、次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により告示する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県政策企画

部鳥獣対策室に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第536号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間
イノシシ	高知県全域	高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の期間(平成14年10月15日から平成20年3月31日まで)内において、毎年2月16日から3月15日まで

### 高知県告示第537号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間
ニホンジカ	高知県全域	高知県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の期間(平成17年10月15日から平成20年3月31日まで)内において、毎年2月16日から3月15日まで

**高知県告示第538号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第2号の規定による捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

特定鳥獣の種類	捕獲等の数の制限の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除後の数の制限の内容
ニホンジカ	高知県全域	平成19年8月31日から平成20年3月31日まで	1人1日当たりの捕獲数の制限を解除する。

**高知県告示第539号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

特定鳥獣の種類	捕獲等の禁止猟法の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除を行う禁止猟法の内容
イノシシ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56	平成19年8月31日から平成20年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな

林班と徳島県との県境との接点（国有林標柱1号）を起点とし、同所から同県境を南進し国有林65林班との接点（国有林標柱105号）に至り、同所から同林班の境界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所から国道195号に隣接した高知県営永瀬ダム管轄の別府雨量観測所とを結ぶ線上を北進し同観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号とを結ぶ線上を北進し同標柱に至り、同所から同林班の境界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。

**高知県告示第540号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

特定鳥獣の種類	捕獲等の禁止猟法の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除を行う禁止猟法の内容
ニホンジカ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56	平成19年8月31日から平成20年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな

林班と徳島県との県境との接点（国有林標柱1号）を起点とし、同所から同県境を南進し国有林65林班との接点（国有林標柱105号）に至り、同所から同林班の境界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所から国道195号に隣接した高知県営永瀬ダム管轄の別府雨量観測所とを結ぶ線上を北進し同観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号とを結ぶ線上を北進し同標柱に至り、同所から同林班の境界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。

**高知県告示第541号**

生活保護法（昭和25年法律144号）第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	指定年月日
診療所はまゆう	南国市浜改田1277-1	平19・6・23
香美市立繁藤診療所	香美市土佐山田町繁藤3-1	7・1
高橋歯科診療所	高岡郡津野町力石2901-2	〃 〃 11

**高知県告示第542号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

区分	医療機関の名称	所在地	変更年月日
変更前	山本循環器内科診療所	南国市駅前町3-1-41	平成18年5月23日
変更後	山本循環器内科・眼科		

**高知県告示第543号**

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称 所 在 地 廃止年月日  
香美市立繁藤診療所 香美市土佐山田町繁藤9 平19・6・30

療所  
高橋歯科診療所 高岡郡津野町力石2901-2 " 7・10  
高知県告示第544号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 作業種類  
公共測量（高知駅周辺土地区画整理事業）  
3・4級基準点測量、出来形確認測量
- 2 作業期間  
平成19年9月1日から平成20年3月21日まで
- 3 作業地域  
高知市栄田町、新本町一丁目、新本町二丁目、比島町一丁目、比島町二丁目、北本町一丁目、北本町二丁目及び北本町三丁目

高知県告示第545号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

高岡郡佐川町岡崎  
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡佐川町字橋ノ本	乙1370-2
2	" " 字泉福寺	乙5314
3	" " 字笠松谷	乙5281
4	" " 字奥屋敷	乙1214-3
5	" " 字的場山	乙5238

6	" " 字奥屋敷	乙1205
7	" " "	乙1210
8	" " "	乙1208
9	" " 字蒲原分	乙1178-1
10	" " 字土居屋敷	乙1264-1
11	" " "	乙1255-2

(2) 区域

標柱1から11までを順次に直線で結んだ線及び標柱11と1を県道長者佐川に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町芳ノ澤 字白草1642番24から 幡多郡大月町芳ノ澤 字白草1642番65まで	前	5.4 14.3	89
	後	8.5 18.5	88

高知県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市古井字揚ヶ谷山436 番1	117	平成19年8月31日

高知県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市古井字揚ヶ谷山436 番1から 安芸市古井字揚ヶ谷山434 番1まで	143	平成19年8月31日

高知県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町芳ノ澤字白草		

1642番24から 幡多郡大月町芳ノ澤字白草 1642番65まで	88	平成19年8月31日
--	----	------------

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、香南市から夜須地区（中夜須換地区）の換地処分を平成19年8月7日に行った旨の届出があった。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年4月27日 19高都計第49号	南国市立田字東下経田1271-1の一部	南国市物部26 小松 義和

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年8月31日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年6月28日 19高都計第169号	南国市廿枝字中ノ土居1178番3	高知市介良359番地 山田 由妃

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第27号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22

条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する講習を次のとおり実施する。

平成19年8月31日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 講習に係る警備業務の区分、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）
  - (2) 実施期日  
平成19年10月22日（月）及び23日（火）の2日間
  - (3) 実施場所  
高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ
- 2 受講者定員  
40人
- 3 受講資格者  
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
  - (1) 受講希望の事前申込方法  
ア 講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により、事前申込みを行うこと。  
イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。  
ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
  - (2) 事前申込みの受付期間  
ア 平成19年9月18日（火）及び19日（水）の午前9時から午後4時までの間とする。  
イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。  
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
  - (3) 受講予定者の確定方法  
ア 受講予定者の確定方法は、3号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者を優先し、それ以外の受講希望者は、申込書の先着順に受講予定者として確定する。

- イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成19年9月20日（木）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
- ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
- 5 受講申込手続  
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。
  - (1) 受講申込書等の提出期間  
平成19年9月26日（水）から同月28日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。  
なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
  - (2) 受講申込書等の提出先  
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
  - (3) 提出書類  
ア 受講申込書 1通  
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）をはり付けたもの  
イ 旧資格者証の写し 1通  
ウ 受講申込確認書 1通
  - (4) 提出方法  
受講申込書等の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。  
なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。
- 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法  
講習を受講しようとする者は、受講手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。  
なお、納付された受講手数料は、返還しない。
- 7 講習の委託  
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。
- 8 講習に関する問い合わせ先
  - (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）
  - (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

-----  
**監 査 公 表**  
 -----

**監査公表第14号**

平成19年8月31日

高知県監査委員 武石 利彦  
 同 植田 壮一郎  
 同 坂本 千代  
 同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を執行したところ、その結果は、次のとおりであった。

## 1 監査委員意見

平成19年度の出先機関前期分69機関及び公営企業局に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。

## (1) 財務会計について

前年度の指摘事項は、おおむね確実に是正されていることは認められるが、財務会計全般では、特別指摘事項2件（昨年1件）、嚴重注意事項11件（昨年10件）及び注意事項151件（昨年139件）の不適正な執行が見られたことは極めて遺憾である。

引き続き、職員の財務会計に関する事務処理能力を涵養し、より適正な執行が確保されることを強く求める。特に、平成19年6月、会計管理局が作成した「会計事務ハンドブック」を事務処理に十分活用することを望む。

## (2) 工事関係について

ア 一般農道整備護岸工事で、設計変更に当たり、同工事とは全く別な箇所工事を実施する変更設計を行い、工事を施工していた。このことは、当初工事の内容を大幅に逸脱し、安易に設計変更を行ったもので、極めて不適正な事務処理と言わざるを得ない。

今後は、変更設計により増額する工事内容が、真に必要なものであるかどうかの見極めを行い、適正な予算執行を求める。（中央西農業振興センター）

イ 林地荒廃防止工事で、客土吹付工から種子散布工への第2回設計変更の協議が整っていたにもかかわらず、設計変更の手続を怠ったまま種子散布工の工事を施工していた。また、結果として現地の出来形と正規の設計内容が相違することになるが、完成検査においては、合格と判定した。そのため、正規の設計内容と比べて安価な工事費で現場が完成したにもかかわらず、当該設計内容どおり割高の支払がされていた。

なお、第2回変更設計書は、事前監査で指摘を受けた後に作成していた。

更に、監督職員は、種子散布工への第2回設計変更を行

うため変更協議には立ち会っていたが、後日の種子散布工等の現地確認には立会いをしてない。こうした状況下で、協議が整った第2回設計変更の手続を行わないまま工事が施工されたものである。

そのうえ、検査職員が厳正な完成検査を行っていないことは、組織としての内部統制が全く機能していないと言わざるを得ず、このような執行体制では、工事執行の適正さを十分に確保できないのではないかと危惧される。

今後は、監督職員及び検査職員ともそれぞれの職責を明確にし、適正な事務処理を行うことはもちろんであるが、何よりも専門職員としての意識を喚起することが求められる。併せて、安易な検査に陥らないための検査方法及び検査体制を見直す必要があると考えられる。

また、本問題は、既に支払っている請負金額と出来形との差額を請負業者から回収することで問題が解決されると考えるべきではない。この際、組織の全力をあげて、何が原因でこのような事態になったかを反省するとともに、関係職員の責任を明らかにし、今後の改善方を樹てるよう強く求める。（須崎林業事務所）

## (3) 支払関係について

次のような不適正な事例があった。

これらは、会計事務の基本的な事務処理能力の欠如であると言わざるを得ない。今後は、OJTの基本に立ち返り、各所属の責任で具体的な事務処理を通じて、職員の能力を高めていくことを強く求める。

ア 長期継続契約の複写サービス契約において、総合計額を基に契約手続を行うべきものを単年度の支出見込額を基に手続を行っていた。（東京事務所）

イ 警備業務委託の予定価格を積算基礎額の端数を切り上げた額とし、その予定価格と同額で落札し、契約を締結していた。（希望が丘学園）

ウ 前年度のガス代を当年度に、また、当年度の電話機及びファクシミリの賃借料を前年度予算で支払っており、年度区分の誤りが見られた。（希望が丘学園及び畜産試験場）

エ 請求書とは認められない書類を請求書とみなして支払っていた。（希望が丘学園）

オ 電気料の支払が遅延したため、遅取加算金を請求され支払っていた。（畜産試験場）

カ 行政財産の目的外使用に伴う電気料、水道料及び下水道料の徴収算定に当たって、単価及び算定に著しい誤りがあった。

これらは、歳出担当者と歳入担当者との意思疎通が十分でない上に、使用料の算定に際して表計算ソフトに頼る余り、単価の修正が漏れたり、確認が不十分であることも原因の一端となっている。（山田高等学校）

## (4) 契約関係について

次のような不適正な事例が見られた。

これらは、契約事項の確認を怠る基本的な誤りであり、今後は、適正な事務の執行を求める。

ア 建設工事請負契約書において、「部分払を選択する」としていてもかかわらず、中間前金払として請負代金額の20パーセントを支払っていた。（高知駅周辺都市整備事務所）

イ ガソリンの購入契約において、単価の変更契約していたにもかかわらず、変更契約前の単価で支払っていた。（東部教育事務所）

ウ 検査試葉の売買契約において、見積額より高い額で契約し、支払っていた。（安芸病院）

## (5) 旅費について

旅費については、監査公表の度ごとに問題事例を指摘してきたが、今回の監査においても、別紙のとおり事例が問題点として明らかになった。

個々の事例については、早急に措置を講ずるとともに、システムの運用に当たっては、何故このような事例が発生したか、その原因を分析し、再び同種の事例が生じないように改善を求める。（行政管理課及び会計指導課）

## 2 特別指摘とする機関及び事項

**中央西農業振興センター**（監査日：平成19年7月2日）

## (1) 事実認定

平成18年度増井地区一般農道整備護岸工事（耕地第311-803号）において、請負契約書第19条第1項の規定に基づく工事の内容変更通知によって、同工事とは別工事となる1号重力式路側擁壁（L=41.2メートル）の追加施工を指示し、第1回変更設計書で変更処理を行っていた。

## (2) 特別指摘事項

上記の追加工区は、護岸工事箇所から約200メートル離れた箇所であり、かつ、契約の同一性も認められず、別途契約とすべきものである。これは、設計変更に関する事務取扱要領（平成18年3月30日付け17高建管第729号土木部長通知）に違反する極めて不適正な事務処理である。

今後は、設計変更に関する事務取扱要領を遵守し、二度とこのようなことがないように厳正な取扱いを強く求める。

**須崎林業事務所**（監査日：平成19年6月13日）

## (1) 事実認定

平成18年度岡本林地荒廃防止工事（林地荒廃第120号）は、山腹に土留工と法面工とを施工する工事であるところ、法面工としての植生基材吹付工を第1回設計変更では、土質によりラス金網有（面積=204.4平方メートル）とラス金網無（面積=467.5平方メートル）の客土吹付工（厚さ1センチメートル）とで施工することとした。

しかし、施工状況を見ると、ラス金網無の客土吹付工（施工単価1平方メートル当たり834円）区域は、施工単価が安価（1平方メートル当たり204円）な種子散布工が施工され、出来形と設計内容とが相違していた。そのため、設計内容と比べて、442,050円安い工事費で現場が完成していたにもかかわらず、完成検査で合格として、第1回設計変更の客土吹付工の施工単価により支払っていた。

また、種子散布工とする第2回変更契約手続がなされず、かつ、検査も当該変更前の設計書のまま行っていたものである。

### (2) 特別指摘事項

上記は、第1回設計変更を行った後に、現場で協議の上、変更指示を行ったにもかかわらず、第2回変更設計の作成及び契約変更を怠った極めて不適正な事務処理である。また、種子散布工等の現地確認に監督職員が立会していなかったものである。

これは、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第52条第1項及び高知県建設工事検査技術基準（平成17年3月3日付け16高建検第74号土木部長通達）に基づく工事実施状況の検査を怠る極めて不適正な事務処理である。

今後は、審査及びチェック体制を強化するとともに、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

### 3 嚴重注意とする機関及び事項

#### 東京事務所 （監査日：平成19年7月13日）

##### (1) 事実認定

長期継続契約（契約期間3年）による複写サービス契約において、3年間の支出見込額が120万円であるため予定価格調書を作成しなければならないにもかかわらず、初年度の見込額（40万円）が基になると誤解して予定価格調書を作成していなかった。

##### (2) 嚴重注意事項

高知県契約規則第31条の3及び高知県契約規則の施行について（昭和55年2月19日付け副知事通達）第4の1の3で予定価格調書の作成を省略できる範囲が例示されているが、上記の事務処理は、この規定に違反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### 希望が丘学園 （監査日：平成19年5月18日）

##### (1) 事実認定

ア 平成17年度予算で支払うべき平成18年2月分及び3月分の園長公舎ガス代を平成18年5月23日に平成18年度予算で支払っていた。

イ 平成18年度の児童の漢字検定で当初申込みより1名多く受検したため、検定料の追加料金を支払っている。この

際、相手方から送付されたファクシミリの「検定料不足金額のために交付されるご案内」の文書に「不足額を支払ってよしいか」と記入して、簡易決裁を受け、これを証拠書類として支出負担行為兼支出命令書で支払っていた。この案内文書を請求書と見なしているが、請求書とは認められないものである。

また、当学園を試験会場として使用した際、事務連絡費及び準会場実施費を差し引いた金額を支払っていた。

ウ 平成18年度警備業務委託契約において、積算基礎額の端数を切り上げて予定価格（入札書比較価格）を定め、その予定価格と同額で落札されたため、積算基礎額を上回る金額で契約をしていた。

### (2) 嚴重注意事項

上記アは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。

上記イは、請求書の要件を備えていない書類による支出であり、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第45条に規定する取扱いに違反する不適正な事務処理である。

また、高知県会計規則第2章第6節に基づき、受験料の全額を歳出、事務連絡費及び準会場実施費を歳入とする相殺の手続を行うべきであるにもかかわらず、これを怠った不適切な事務処理である。

上記ウは、高知県契約規則第16条に規定する設計金額を超えない適正な予定価格決定に違反しており、不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### 農業技術センター （監査日：平成19年7月5日）

##### (1) 事実認定

平成18年5月実施の監査及び平成18年12月実施の出納局の会計検査において重ねて注意されているにもかかわらず、平成18年12月から平成19年3月末までの間に、10万円以下の物品購入・修繕経費支出何に決裁権者の決裁がないものが7件あった。

##### (2) 嚴重注意事項

上記は、監査及び会計検査で重ねて注意を受けているにもかかわらず、その後においても同様の事例が繰り返されており、事務の改善が図られていないと言わざるを得ない。

今後は、このようなことがないようチェック体制を強化し、適正な事務処理を強く求める。

#### 畜産試験場 （監査日：平成19年7月3日）

##### (1) 事実認定

ア 早取期限が平成18年10月23日とされている平成18年10月

分の電気料を10月30日に遅れて支払ったため、11月に遅追加算金11,006円（3パーセント）を支払っていた。

イ 電話機の賃貸借契約（平成13年11月19日から平成18年11月18日まで）及びファクシミリの賃貸借契約（平成14年6月5日から平成19年6月4日まで）において、契約当初から支払年度区分を毎年度一月ずつ、誤って支出していた。

### (2) 嚴重注意事項

上記アは、定例的な毎月の支払であることから、適切な確認が行われていれば起り得ないものであり、不適正な事務処理である。

上記イは、地方自治法第208条及び地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### 高知駅周辺都市整備事務所 （監査日：平成19年7月6日）

##### (1) 事実認定

平成17年度都市計画道路はりまや町一宮線連続立体交差関連公共施設整備工事（連立関公第1-1号）請負契約において、建設工事請負契約書の部分払又は中間前金払の選択の特記事項について、「部分払を適用する。この場合において、第34条第2項及び第3項は適用しない。」としていたが、平成18年8月9日付けで中間前金払認定請求書を受け付け、中間前金払として請負代金額の20パーセント、13,377,000円を支払っていた。

##### (2) 嚴重注意事項

請負者は、契約締結時に部分払を選択しており、契約締結後の変更は認めない旨を入札条件に明示していたにもかかわらず、契約内容の確認を怠り、中間前金払をしていた。これは、契約内容に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### 東部教育事務所 （監査日：平成19年6月8日）

##### (1) 事実認定

ガソリンの単価を1月12日から変更契約をし、1リットル133.35円としていたにもかかわらず、変更契約前の135.45円で請求され、そのまま支払っていた。また、2月分及び3月分も同様に変更契約前の単価で支払っていた。

##### (2) 嚴重注意事項

上記は、会計処理に関する基本的な認識が欠如し、また、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、更に、高知県会計規則第48条第1項の規定に定めた取扱いを逸脱する不適正な処理である。

今後は、このようなことがないようチェック体制を強化し、適正な事務処理を強く求める。

**山田高等学校** (監査日：平成19年5月25日)

(1) 事実認定  
行政財産の目的外使用に伴う電気料、水道料及び下水道料の徴収において、  
ア 電気料の単価を誤って算定していた。  
イ 徴収すべき燃料費調整単価の算定が漏れていた。  
ウ 徴収すべきでない燃料費調整単価を算定していた。  
エ 消費税込みの燃料費調整単価に消費税を付加していた。  
オ 水道料金が改定により値上がりしていたが、旧料金で算定していた。  
カ 徴収すべき下水道料の算定が漏れていた。

(2) 嚴重注意事項  
上記は、行政財産の目的外使用許可取扱基準(平成6年9月30日付け総務部長通達)第11条第2項の規定に違反する不適正な事務処理である。  
今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**安芸病院** (監査日：平成19年6月8日)

(1) 事実認定  
ア 単価契約である「平成18年度検査試薬売買契約」において、21品目については、見積書を徴しないで電話で単価を問い合わせた契約していた。  
イ 見積単価1,900円の試薬を2,000円の単価で契約し、同単価で支払をしていた。

(2) 嚴重注意事項  
上記アについては、旧高知県病院局契約規程(昭和42年高知県病院局管理規程第3号)第21条の規定に違反する不適正な事務処理である。  
また、上記イについては、会計処理に関する基本的な認識が欠如し、更に、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為である。  
今後は、チェック体制を強化し、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

4 以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているが、別表の点について、上記2及び3の機関を含め、今後の事務処理に留意するよう注意した。

**職員能力開発センター** (監査日：平成19年6月21日)  
**消防学校** (監査日：平成19年6月21日)  
**中央東福祉保健所** (監査日：平成19年6月1日)  
**須崎福祉保健所** (監査日：平成19年6月13日)  
**幡多福祉保健所** (監査日：平成19年7月10日)  
**衛生研究所** (監査日：平成19年6月13日)  
**幡多看護専門学校** (監査日：平成19年7月9日)  
**精神保健福祉センター** (監査日：平成19年6月21日)  
**療育福祉センター** (監査日：平成19年7月2日)

**身体障害者リハビリテーションセンター**  
(監査日：平成19年5月25日)

**中央児童相談所** (監査日：平成19年5月23日)  
**食肉衛生検査所** (監査日：平成19年7月9日)  
**環境研究センター** (監査日：平成19年6月13日)  
**消費生活センター** (監査日：平成19年5月18日)  
**女性相談所** (監査日：平成19年5月18日)  
**大阪事務所** (監査日：平成19年7月12日)  
**名古屋事務所** (監査日：平成19年7月12日)  
**計量検定所** (監査日：平成19年6月21日)  
**高知高等技術学校** (監査日：平成19年5月25日)  
**安芸農業振興センター** (監査日：平成19年6月8日)  
**中央東農業振興センター** (監査日：平成19年7月5日)  
**須崎農業振興センター** (監査日：平成19年7月5日)  
**幡多農業振興センター** (監査日：平成19年7月10日)  
**病害虫防除所** (監査日：平成19年7月5日)  
**中央家畜保健衛生所** (監査日：平成19年5月18日)  
**西部家畜保健衛生所** (監査日：平成19年7月10日)  
**嶺北林業振興事務所** (監査日：平成19年5月23日)  
**中央西林業事務所** (監査日：平成19年7月2日)  
**栽培漁業センター** (監査日：平成19年7月5日)  
**工業技術センター** (監査日：平成19年6月13日)  
**紙産業技術センター** (監査日：平成19年5月18日)  
**果樹試験場** (監査日：平成19年5月25日)  
**茶業試験場** (監査日：平成19年7月3日)  
**森林技術センター** (監査日：平成19年5月25日)  
**水産試験場** (監査日：平成19年7月5日)  
**高知土木事務所** (監査日：平成19年7月2日)  
**高知港事務所** (監査日：平成19年7月2日)  
**須崎土木事務所** (監査日：平成19年7月6日)  
**教育センター** (監査日：平成19年6月1日)  
**中部教育事務所** (監査日：平成19年7月3日)  
**心の教育センター** (監査日：平成19年6月1日)  
**青少年センター** (監査日：平成19年6月21日)  
**図書館** (監査日：平成19年5月25日)  
**幡多青少年の家** (監査日：平成19年6月21日)  
**高知城管理事務所** (監査日：平成19年6月21日)  
**高知西高等学校** (監査日：平成19年6月21日)  
**春野高等学校** (監査日：平成19年6月21日)  
**須崎工業高等学校** (監査日：平成19年6月21日)  
**窪川高等学校** (監査日：平成19年6月21日)  
**檮原高等学校** (監査日：平成19年7月3日)  
**仁淀高等学校** (監査日：平成19年6月21日)  
**盲学校** (監査日：平成19年7月6日)  
**高知ろう学校** (監査日：平成19年7月6日)

**高知若草養護学校** (監査日：平成19年6月21日)  
**南国警察署** (監査日：平成19年5月23日)  
**須崎警察署** (監査日：平成19年7月3日)  
**窪川警察署** (監査日：平成19年7月6日)  
**芸陽病院** (監査日：平成19年6月8日)  
**幡多けんみん病院** (監査日：平成19年7月9日)  
**公営企業局** (監査日：平成19年7月18日)

	注意	検討事項
収入を伴う事務の執行	15	2
支出を伴う事務の執行	36	
契約事務の執行	34	10
財産・物品管理	4	
服務管理	5	
給与・旅費の支給事務	33	
庶務関係事務	9	1
その他の事務の執行	15	

別紙

平成19年度 出先前期 旅費に関する注意・報告

●経路及び交通手段等の違いにより旅費額に差があった事例

所 属	内 容
女性相談所	用務地は同じであるが、羽田空港ー池袋間の経路が異なり、旅費額に差(140円)が出ていた。 (No.37) 平成18年10月26日～28日 羽田空港ー浜松町 東京モノレール JR 250円×2 (No.63) 平成19年1月24日～26日 羽田空港ー品川 JR 400円×2、品川ー池袋 JR 250円×2
中央家畜保健衛生所	いの町天王から高知駅まで路線バスで行き、高知駅でJRに乗り換えている事例。 朝倉駅でJRに乗り換えた方が、時間も旅費額も少なくなるとの事例。(No.96)
高知土木事務所	博多ー熊本ー宇土のJR乗車券は、2,420円で有効期間2日間が、博多ー熊本と熊本ー宇土とに分けて運賃を計算し、270円多く支給されていた。(No.28)
公営企業局(電気・工水)	①No.17と107 同一人物が同一の場所へ出張。(発着管理事務所) 羽田からモノレール利用か京急利用かの違いにより、往復で40円の差。 ②No.144と145 同日に別々の命令で同一場所へ出張。(本局) 秋葉原ー飯田橋 JRのみの利用か東京メトロに乗り換えるかの違いにより、往復で260円の差。
公営企業局県立病院課	幡多けんみん病院への出張で、中村まで特急、中村ー平田間を普通列車で行く事案に、平田までの往復割引印符を購入している。しかし、これには、中村ー平田間の特急料金が含まれており、中村ー平田間を片道でも普通列車を利用した場合より高くなくなった例が5件あった。(No.19、22、109、219、220)

●旅費事務センターの入力ミス等

所 属	内 容
中央東福祉保健所	①旅費計算書の調製内容欄に「通勤手当(回数券)あり」として旅費額の減額をしているため、旅費支給額が不足していた。なお、通勤届も回数券での届出になっていた。(No.537) ②公署養自老者の旅行命令で、実際に通勤用定期乗車券の利用がないのに、利用したとみなして計算した公署者の額と比較したため、旅費支給額が不足していた。(No.452、510) ③職務専念義務免除による業務と公務が一つの旅行の中にある場合で、職務専念義務免除による業務に他団体から旅費が支給されるときは、公務のみの方の路程による旅費額と、公務及び職務専念義務免除による業務の路程による旅費額から、他団体支給の旅費額を差し引いたの額と比較し、少ない方の額を県から支給すべきである。しかし、職務専念義務免除による業務の終了した場所を滞在地として、そこからの旅費額を支給していたため過支給となっていた。(No.478)
食肉衛生検査所	松山への1泊2日の出張で、出張者本人が「朝食代」を「食事代1,000円」と入力したため、旅費事務センターでは全ての食事代であると間違えて宿泊諸費2,500円のところを1,000円として支給されていた。(No.30)
安芸農業振興センター	①早朝のJR利用のためタクシーを利用し、領収書添付台紙に1,740円の領収を貼っているが、支給額は1,000円。さらに、この領収書をFAXした際に自宅から高知駅までタクシーという書き込みがあるにもかかわらず、上町5丁目から高知駅前までの路面電車代190円が支給されていた。(No.490) ②実際の出張は2月15日～17日であるが、旅行命令簿で旅行期間が2月14日～16日と表示されていた。(No.451)

幡多青少年の家	自宅(四方十市市同)着の高知への出張で、JRのS切符を利用したため、自宅ー中村駅間往復の自家用車車賃(174円)が支給されたものの1件(No.1)、復路の中村駅ー具同駅のJR代(200円)が支給されたもの1件(No.20)があった。職場と職場の最寄り駅との距離が1km未満であるので、いずれも公署限度を超えた旅費の支給となっていた。
山田高等学校	①指定宿泊施設に宿泊したのと思われるが、6泊の支費7,560円に対し、宿泊料と宿泊諸費の上限額が65,400円が支給されていた。(No.347) ②芸松ヶ丘高等学校を兼務した期限付講師の旅費で、帰路に公署から自宅までの距離を含めたため、公署限度を超えた旅費が支給されていた。(29円の過支給)(No.453) 旅費計算書では、芸松ヶ丘高等学校ー(16.0km)→夜須町坪井ー(12.7km)→山田高等学校ー(0.7km)→自宅で、合計29.4kmとし、旅費の調整内容の所に「山田高校へ自宅間は旅費不支給1km未満の為、減額なし」としていた。
精原高等学校	承認項目一覧に「公務上前泊の必要有り」と入力され、前泊の宿泊料は支給されているが、旅行雑費が支給されていなかった。(No.416)(No.370は支給されていた。)
高知ろう学校	職員が立替えた宿泊料を領収書により精算するときに、正しく報告しているにもかかわらず、旅費事務センターでの入力誤りにより過払いになっていた。(No.100)
南国警察署	①高知南署への出張で、路面電車の降車地が「県庁前」となっていた。(No.118) ②福岡県糟屋郡への旅行命令が3件あったが、ホテルを自己手配しており、宿泊地はいずれも福岡市であるにもかかわらず、宿泊諸費が1件は2,500円(乙地基準額)、他の2件は2,800円(甲地基準額)が支給されていた。(No.135、143、144)
公営企業局県立病院課	駐車場利用の領収書を送付しているにもかかわらず、駐車場代が支給されていないものがあった。(No.91)

●旅費事務センター入力ミスのうち高速道路料金に関するもの

所 属	内 容
食肉衛生検査所	7月18日から20日までの新潟出張において、21日を休み、ゆとり出張としているにもかかわらず、休暇日の21日に四万十市へ帰る際の伊野ー須崎東の高速道路料金が支給されていた。(No.13)
嶺北林業振興事務所	12月15日に徳島県への日帰り出張の旅行命令をしていたが、その後ゆとり出張に変更した。12月19日に旅行完結し、旅費明細書も高速道路料金往復分が支給されていたが、3月23日ごろ旅費事務センターから「ゆとり出張での帰りの高速料金は支給されない」との、別紙により返還するよう事務連絡があり、職員が必要以上の事務処理を行われていた。今回の問題は、旅費事務センターが旅行完結後、速やかに適正な処理をしていられなかった。(No.111)
畜産試験場	①高速道路を利用していないにもかかわらず、須崎東ー高松西間往復料金7,400円が支給されていた。(No.386) ②高速道路を利用しているにもかかわらず、須崎東ー大豊間往復料金3,600円が支給されていなかった。(No.280)



## ●新旅費システムに関する問題点

所 属	内 容
環境研究センター	旅費額確定のための証拠書類である領収書類等の原本保管方法が旅費事務の取り扱い等と規定されず、当事務所では、各職員が保管していた。(今回は、監査のため集めた。)このため、業務改革推進室に領収書類の編纂の仕方について、旅費事務の手引き等への記載を求めた。
工業技術センター	平成19年1月から始まった旅費の電子決済は、担当が入力し所属長だけが決済している。所属長以外は全くチェックをしていないため、単純なミスが多くなっている。
梶原高等学校	①押印により決裁された旅行命令簿(作成日:平成19年3月14日)の旅行者の自宅住所と事前監査報告書作成時(平成19年6月8日)に出した旅行命令簿の自宅住所が異なっている。これが電子決裁のみによる知事部局の旅行命令簿の住所であり、事前監査報告書作成時に出力した旅行命令簿の方が出てこない。旅行期間中の住所は押印により決裁された旅行命令簿の住所であり、事前監査報告書作成時に出力した旅行命令簿の住所は通称が取れないことから生じたものと考えられ、公文書として保管された電磁的記録の信頼性を損ねるものである。(No.370) ②押印により決裁された旅行命令簿(作成日:平成19年1月18日)と事前監査報告書作成時に出力した旅費計算書では出力時点の所属(幡多農業高等学校)となっている。旅費の支払先との関係でこのようにしているのかもしないが、事前監査報告書作成時に出力した旅費計算書では出力時点の所属(幡多農業高等学校)となっている。また、旅費計算書の作成日は、出力した日になっている。これが元の電磁的記録で、追給・戻入も含めての金額等の最終変更日から変わっていないか、更新されればよいが、更新されないとしたら問題である。(No.371)

## ●新旅費システムのうち重点点に関する事項

所 属	内 容
安芸農業振興センター	①西庁舎までの出張で公署兼自宅着と自宅兼公署着の命令で陸路計算が異なるもの。(No.408、412、436、489、520、522) ②片道4km未満で旅費が支給されたもの3件。(No.18、102、501)
中部教育事務所	当事務所から教育センター(大津)への旅費額と教育センターから当事務所への旅費額が異なっていた。現システムでは、目的地を大学の重点点でとらえるため、こういったことが発生している。(No.1223、1235)
春野高等学校	当校から教育センター(大津)へ出張した場合(往復35.6km、1,015円支給)と、教育センターから当校へ依頼出張した場合(往復34.8km、986円支給)の旅費額に差が出ている。このことはシステム上の問題であり、目的地を重点点でとらえることから生じているものである。(No.1223、1235)
須崎工業高等学校	自宅発着で自家用車使用の旅行命令で、公署限度を適用したのとは良いが、陸路距離が片道2.5kmであるにもかかわらず旅費が支給されていた。(重点点と重点点の距離が4km以上あるため、現行規定上は支給される。)(No.460)

## ●行政管理課等との検討事項

所 属	内 容
療育福祉センター	大会のための幹旋ホテルを指定宿泊施設として自己手配した場合の精算で、シングル8,000円のホテルに宿泊し、その領収書で精算したところ、朝食付きであるということで、そのホテルのルームチャージ料を旅費事務センターで調べ、ルームチャージ料のみ宿泊費として支給していた。この扱いには二つの問題点がある。(No.365) ①旅費事務センターで宿泊料を調べその差額を朝食代として宿泊費を算定しているが、この大会の幹旋業者がいくらのマーマージンを取っているかも不明であり、差額が必ずしも朝食代とはいえない。なお、会計管理局の旅費担当者を確認したところ、現在は、こうした調整は行っていないが、当初、行政管理課、業務改革推進室でこのように処理していたとのことである。現在の方法と違うのであれば、この分についても、現在の方法で再計算する必要があるのではないかと。 ②旅費事務センターで精算し、その過程を所属に報告していないので、監査としては、領収額と一致しない場合、支給額がセンターの入力ミスによるものか、調整によるものか、判断できない。旅費事務センターの担当者も、なぜ、現場の証拠書類と一致していないのかと反論しており、自分たちのすることが正しいという考えが見える。旅費事務センターで調整され、執行機関に報告がなければ、答えのないものを監査することになる。実際、ほかの出先機関では、旅費事務センターの入力ミスで宿泊料が戻入になる例を監査で見ている。
大阪事務所	プリペイドカードの使用と旅費の取扱いについて 「自宅からの出張の方が公署発着の旅行に比べて、安価に旅行できる場合はプリペイドカードを使用することは可能であるが、自宅発着の旅行の方が公署発着の旅行より、多額の運賃等がかかる場合は、使用できない。この場合は、旅費として、公署発着により旅行した場合の旅費を支給する」としている。しかし、梅田への出張の場合は、自宅(豊津)→梅田駅(20円(10km))、公署(本町駅)→梅田駅(200円(2.2km))と公署発着の方が安いので公署発着を選択するが、4km未満のため普通旅費も支給できないし、プリペイドカードの使用もできない。このため、職員は全額自己負担している。 大阪事務所の場合、イベント等で4km範囲内に出向くことが想定されるので、「自宅発着と公署発着と比較して、公署発着の方が安価の場合で、公署から目的地まで4km以内の普通旅費が支給されないときは、自宅と目的地の間のプリペイドカードの使用を認める」という取扱いができないか、あるいは高知市内であれば、電車回数券を利用しているが、同様の取扱いはできないものか。
須崎農業振興センター	高知市鴨部に自宅がある職員が自宅を乗換地にした高知市への旅行について ①4月18日の場合(自宅兼公署着)自宅から県庁前までの路面電車代往復380円のみが支給されていた。その後19年2月に会計課の指摘により、自宅からの公署までの車賃899円が追加された。 ②4月27日の場合(公署発自宅着)公署から自宅までの車賃928円と自宅から県庁前までの路線バス往復580円が支給されていた。自宅から県庁前まで、路面電車と路線バスと2通りあるのどちらかかと思いき、旅費事務センターに問い合わせたが、経済的、合理的な経路をとるべきで、必ずしも安い方とは限らないということであった。また、陸路の距離の違いは、往路と復路の違いである。(No.66)
中央畜産保健衛生所	福岡まで航空機で行き、日向市までJRで行く場合、福岡一日向市間往復の運賃、特急料金が自由席で16,600円支給されていた。切符は福岡まで自己手記となっている。 福岡で宮崎往復のS切符を購入すると、指定席でも往復11,000円で済む。その差額は5,600円となる。こうした割引切符は、地元でしか購入できないが、5千円以上差額が出る現状があるので対応が必要ではないかと。(No.289)

中央西林業事務所	目的地在県庁付近の会場で、1日担当者会へ出席し、Aバーキングへ7時間43分駐車して、3,100円の領収書に基づく駐車場代が支給されていた。制度上所属長の判断に基づき支給可能であるが、高額で疑問に感じた。行政管理課担当者に確認したが、今回のケースは可との回答を得た。他3事例は、県庁前地下駐車場は4時間18分で1,000円、空港付近のB駐車場は4泊5日で3,000円、同2泊3日で1,900円。経費節減を期待したい。(No.14、30、67、69)
高知土木事務所	宿泊諸費は通常乙地で2,500円支給されるが、これは食事代見合いとしたものであり、朝食代、夕食代とされている。No.97の旅行では、研修施設で夕食は提供されたが、朝食のみ200円で提供されたが、定額の2,500円が支給された。本来、研修施設で食事が提供される場合は、実費となるところであるが、2,500円について、朝食代、夕食代の別を報算根拠としていないため、こうした支給になってしまう。旧の旅費規定では、それぞれの上限額が明示されていたことからすると、検討の余地がある。
公営企業局(電気・工水)	<p>①No.422(養護管理事務所) 平成18年10月3日(8:30)～10月3日(17:00)の埼玉での研修。JR利用。前泊・後泊し、ゆとりで1日延長した事例(自己手配)                  往路は、高知駅を9:00に出発し泊地の新狭山には16:45に到着しており、狭山で後泊し、翌日高知まで帰ることが可能である。                  問題点：10月5日の後泊の場所を新宿としたため、宿泊料は都の特別区の限度額10,000円を適用し、乙地の限度額7,300円を超える9,300円を支給。同様に、宿泊諸費は2,500円のところ、3,400円支給。同様に、旅行雑費は1,000円のところ、2,000円支給。以上により、3,900円の過支給となっている。さらには、鉄道賃も、新宿での下車のため、幾分高いものになっている。</p> <p>②No.309(養護管理事務所) 自宅(南門市)～新居浜市～自宅 7月31日～8月5日の研修。(7月30日前泊)                  当初命令では、往復とも高速道利用。変更で、往路は高速道を利用しなかつたため、往路のみ高速道料金が支給された。(J.T.C利用により1,100円。17:40新居浜ICで降りた。)前泊であり、しかも、17:40に到着するのであれば、高速道料金を支給するべきではないと考えられる。</p>

○その他

所 属	内 容
高知西高等学校	自宅(須崎市)発着、目的地在野市町の旅行命令で、用務の都合上、早朝出発になるということで、往路の高速道料金(須崎東～南国間)が支給されていた。公署限度の旅費を超える支給となっている。(No.65)
安芸病院	<p>①岡山へ土日に旅行する場合は、平日より安価な往復切符があるにもかかわらず、平日の切符を支給したため、往復で600円過大に支給されていた。(No.446、1073)</p> <p>②高知大学医学部附属病院から来院する医師の陸路計算の距離が、19年は18年より1km短くなっている。19年の旅費が正しいとすれば18年分453件が各29円過大に支給されたことになる。なお、同じ敷地内に隣接している崇陽病院では、従来から短い距離で算定されている。(No.879、935)</p> <p>③J.R.四国内の割引切符は、各旅行会社で購入が可能であるにもかかわらず、今治～松山間が通常の切符で支給されていた。100円過大に負担している。(No.982)</p>

監査公表第15号

平成19年8月31日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、高知県知事から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

19高行管第149号

平成19年8月13日

高知県監査委員 様

高知県知事 橋本 大二郎

平成18年度包括外部監査の結果に基づく措置について(通知)

平成19年4月27日付け高知県公報号外第18号監査公表第11号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

別紙

## 平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

1

監査結果	措置の内容
<p>第2 外部監査の結果</p> <p>II. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 港湾施設の利用状況について</p> <p>(1) 高知新港の利用率について</p> <p>日本港湾協会の機関誌「港湾」に記載された「占有率」は時間単位での計算であり、日単位で計算した高知新港の計算とはその基準が大きく異なっている。双方の数値を比較することは全く意味のないことであると同時に、誤解を与えかねない数値の提示である。</p> <p>2. 重要港湾の整備に関する事項</p> <p>(1) 一期公募価格の決定方法について</p> <p>⑤ 陸域部分の分譲単価</p> <p>工業団地の現況においては陸域、海域を区分するものが存在しているとは一切認められない。県からは、陸域部分の分譲単価と海域部分の分譲単価が異なる可能性は説明されたが、一塊の団地をあたかも恣意的に区分して異なった単価を設定する合理性はどこにも見出せない。</p> <p>⑥ 仮に異なる公募価格とした場合のもたらす問題点</p> <p>たとえば、陸域の公募価格を海域のものより高く設定しその分多額の補助金を交付して実際に分譲価格の均衡をとった場合、同一の団地内で、実際の状況に何ら差が認められないにもかかわらず異なる補助率の補助金を交付する事態ともなりかねない。</p> <p>⑦ 仮に同一の公募価格とした場合のもたらす問題点</p> <p>陸域部分の分譲単価を海域部分と同一に設定することは、事業の当初から原価割れの販売を前提とすることであり、特別会計の本来の姿とはかけ離れた実態の運用になってしまう。</p> <p>⑧ 回収可能金額の試算</p> <p>全てが分譲された場合の試算をおこなった結果から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総分譲代金をもってしても総事業費を回収できない。</li> </ul>	<p>第2 外部監査の結果</p> <p>II. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 港湾施設の利用状況について</p> <p>(1) 高知新港の利用率について</p> <p>高知新港でのバース調整は、地形的要因等により岸壁前面での滞船が不可能なこと、突発的な荒天不荷役等によるリスクを回避すること等の理由により、日単位で行っています。このため、利用状況を表す単位は、日単位での利用率を用いています。今後も日単位での表現となりますが、誤解を与えないよう使い方には留意します。</p> <p>2. 重要港湾の整備に関する事項</p> <p>(1) 一期公募価格の決定方法について</p> <p>⑤ 陸域部分の分譲単価</p> <p>陸域部分の分譲単価については、海域部分と同額の単価で分譲する方針で内部での調整を行います。</p> <p>⑥ 仮に異なる公募価格とした場合のもたらす問題点</p> <p>⑤のとおり、同額の単価で分譲する予定ですから、異なる補助率となることは想定していません。</p> <p>⑦ 仮に同一の公募価格とした場合のもたらす問題点</p> <p>38,000 円/㎡を陸域部の造成原価として試算をしていますが、これは計画されている工事を全て実施した場合の単純試算で算出された数値です。実際の事業実施に際しては他の工業団地同様、国の補助事業の導入や実際の企業の進出状況に即した工事内容の見直しなどにより造成原価の低減を図っていきます。</p> <p>⑧ 回収可能金額の試算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑦のとおり、今後の事業実施に際しては、総事業費の圧縮などを通じて、できるかぎり特別会計に収支差額が生じないように努めます。</li> <li>・又、企業誘致による地域産業の振興や雇用の</li> </ul>

## 平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

2

監査結果	措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸域部分の実収入を海域部分と同一とした場合、譲渡代金から補助金を差し引いた純収入をもっては、宿毛市土地開発公社に支払うべき用地の先行取得代金をまかなえない。</li> </ul> <p>(2) 宿毛湾港工業用地の買い増しについて</p> <p>陸域部の造成は、中止や延期といった意志決定がされないままに、一方では具体的な実施の見込みが全くない状態で放置されているといっても過言ではない。このような状態の中で、ほとんど実用の見込みのない土地を平成17年から平成18年に渡り買い増していることは、県民の理解が簡単に得られる事業執行とは言いがたい。</p> <p>(3) 高知新港の整備の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新港南側の埠頭は、防波護岸として整備されているものの、その基礎部分は、単に防舷材が付けられていないだけで、完全な岸壁として整備されていることから、長期間、供用しないことは許されないものであり、長期間の内には岸壁の構造物も当然に劣化もする。また、新港整備に着手以来、既に19年、さらに新港の一部供用開始以来8年経過しているにもかかわらず、未だ、防波堤は完成していない。</li> <li>・現在、供用中の新港西側の岸壁(-12m)の施設能力オーバーと云われる面を補うためには、内外の各方面へ向けてのポートセールスを行い、港湾需要のさらなる拡大に務めることによって東第1防波堤の整備完成を促進し、南側の岸壁(-14m)等の供用を図る必要がある。</li> <li>・このような新港建設という巨大プロジェクトについては、建設整備に長期間を要することから、その期間中及び建設整備された後で、どの程度地域社会に効果をもたらしたかを評価する仕組みが必要である。</li> </ul>	<p>拡大など、産業政策の分野については従来から一般会計での支援を行っていますので、企業進出を促すための補助金については、各会計での役割分担を考慮にいれながら、議会での審議を経て実施していきます。</p> <p>(2) 宿毛湾港工業用地の買い増しについて</p> <p>平成17年から平成18年に取得した土地は、起業地の中に最後の未買収地として残っていた土地を、粘り強い用地交渉の結果、地権者の理解が得られたことにより購入したものです。このことによって、まとまりのある工業団地としての公募を可能としました。</p> <p>(3) 高知新港の整備の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知新港は、太平洋の荒波が直接打ち寄せる外海に面しています。このような港では、防波堤整備を先行させた後、岸壁、埋立工事を実施するのが一般的ですが、長期の時間と大きな投資が必要となります。このため、早期に事業効果が発揮できるように、新港南側の埠頭を将来の岸壁利用を見込んだ防波護岸として整備し、必要最小限の防波堤整備による西側の岸壁(-12m、-8m)の供用開始を目指したものです。</li> <li>・今後も引き続き防波堤整備を行い、南側埠頭の早期供用を目指します。</li> <li>・南側岸壁(-14m)については、平成21年度より暫定供用が開始されるよう、防波堤整備と合わせ国に要望しています。</li> <li>・新港全体の整備効果は、その影響範囲が広く産業構造も複雑なため単純に算定できません。個々の施設については、新規着手時及び事業着手後5年・10年後に実施する再評価時に整備効果を算定しています。</li> <li>・なお、社会情勢の変化に対応するため、概ね10年に1度、地方港湾審議会や中央港湾審議会の審議を経て、港湾計画の見直しを逐次行うことと</li> </ul>

平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

3

監査結果	措置の内容
<p>(4) 宿毛湾港(池島地区)の整備の状況について</p> <p>・宿毛湾港(池島地区)については、港湾計画に沿って地域産業開発港として積極的に港湾整備が図られている。一方、地域産業開発については、ほとんど実現しておらず、港湾工業団地の実現可能性も不確実であることから、今後、地域産業開発について再検討する必要がある。</p> <p>・港湾需要の確保に向けてポートセールスを継続するという方向の検討だけでなく、逆に一切の事業を休止し事実上事業から撤退する方向も考慮しながら今後の方向を選択しなくてはならない状況である。</p> <p>(5) 須崎港における砂利パースについて</p> <p>① 護岸からの砂利荷揚げについて</p> <p>高洲護岸から少し離れて船から<small>いし</small>を<small>おろし</small>、クレーンで荷揚げしているケースが月当り数回見受けられる。高洲護岸は、海岸高潮工事が実施され、高潮から陸域を防護するためのものであり、クレーン等が護岸に接触して破損する恐れがあり、高洲護岸の安全上、この方法による荷揚げは認められず、適正でない。</p> <p>暫定的とは云え、現在、砂利業者には岸壁が提供されていることから改めて護岸からの砂利荷揚げについて禁止すべきである。</p> <p>② 適時適切な措置を講じるべきものについて</p> <p>港町岸壁を4社に割振り、岸壁での荷揚げ及び野積みと認めるということは、取りも直さず、高知県港湾施設管理条例に従って行うということであって、保留施設使用料及び野積み使用料を徴収することを意味している。長期間放置し、黙認してきたことは条例違反であり、適正でない。やむを得ず緊急避難的、暫定的に当該岸壁等を使用させるのであれば、例えば</p>	<p>しています。</p> <p>(4) 宿毛湾港(池島地区)の整備の状況について</p> <p>・工業等の導入及び交通体系の整備という四国西南地域の課題に対応するため、引き続き工業流通団地への企業誘致に努めていきます。</p> <p>・宿毛湾港の整備については過去にも事業計画の見直しを行ってきました。今後も、社会情勢や利用状況を考慮して適切に対応していきます。</p> <p>(5) 須崎港における砂利パースについて</p> <p>① 護岸からの砂利荷揚げについて</p> <p>現在砂利の荷役について大峰パースに移転させるべく、パース背後の住民や砂利採取業者と調整を行っており、当面は、高洲護岸を使用させざるを得ない状況です。使用させるにあたっては注意して使用するよう十分に指導を行うとともに、損傷が起こらないよう監督を行います。</p> <p>また、大峰パースが供用されれば、高洲護岸の使用は禁止する予定です。</p> <p>② 適時適切な措置を講じるべきものについて</p> <p>砂利業者4社のうち3社については、港湾施設使用料の遡及分を徴収済みです。また、残る1社については破産手続き中であり、関係法・規則に従って処理をします。</p> <p>平成17年5月からは、保留施設及び野積場の使用に当たって、砂利業者から使用許可申請を出させて使用許可を行うなど、高知県港湾施設管理条例に基づき適正な管理を行っています。</p>

平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

4

監査結果	措置の内容
<p>政策的見地から減免措置をとるなど、適時適切な措置を講じるべきである。条例に沿って放置黙認の慣行を改善する必要がある。</p> <p>③ 大峰パースについて</p> <p>砂利業者の協業化や大型採取船の導入等を図るため、巨費を投じて建設整備された砂利専門パースが長期間利用されていないことは、大きな経済的な損失であることから、問題の早期解決に努め、大峰砂利パースの利用促進を図るべきである。</p> <p>(6) 係船ドルフィンの追加整備について</p> <p>・当該係船ドルフィン、建設設置以降5年間使用されないまま、現状、資本投下が無駄に終わっている。このように使用されなければ無駄となることから当該係船ドルフィンのような追加施設についてはその需要を十分に把握のうえ、整備推進するよう留意すべきである。</p> <p>・なお、この係船ドルフィンについては、監査日現在告示されていないが、池島4号岸壁が平成15年度において告示されたときには既に完成していることから、告示すべきである。</p> <p>(7) 池島地区の臨港道路について</p> <p>現在の背後地の工業団地への応募状況及び防波堤等池島地区の港湾整備状況を勘案すると、当該2号線の道路整備で十分な状態にあり、当該路線建設の時間的なずれは別にして、当該1号線の一部の区間を先取りしてまで先行投資する緊急性、必要性に乏しく、妥当でない。</p> <p>当該計画臨港道路の全体的な建設実施方針を明確にして建設に当たるべきである。</p> <p>3. 契約に関する事項</p> <p>(1) 委託契約の契約締結遅延に対する措置について</p> <p>給付の開始日が4月1日である契約について4月2日以後の契約書に記名捺印し、遡及させることはでき</p>	<p>③ 大峰パースについて</p> <p>大峰パース近隣の住民、砂利業者等と引き続き調整を行い、早期の利用に努めていきます。</p> <p>(6) 係船ドルフィンの追加整備について</p> <p>係船ドルフィンについては、船舶の大型化に対応するために整備を行い水深-13m岸壁を延長260mとしました。</p> <p>こうした整備と官民一体となった誘致により大型客船飛鳥II(延長241m)の本年10月の寄港が決定されています。今後も利用が促進されるよう官民一体となった取り組みを進めます。</p> <p>・告示の訂正を行いました。(平成19年1月30日告示、平成19年3月31日施行)</p> <p>(7) 池島地区の臨港道路について</p> <p>当初の港湾計画では、1号線のみが計画されていました。2号線は、既設道路(県道宿毛城辺線)と岸壁を早期に連結させるため、平成9年3月の港湾計画変更で追加計画したものです。</p> <p>また、現在整備済みの1号線の一部は、昭和61年から平成6年にかけて建設した池島地区の小型船だまりに合わせて建設したものです。</p> <p>今後も、企業の立地状況や港湾の利用状況に応じて、建設に当たります。</p> <p>3. 契約に関する事項</p> <p>(1) 委託契約の契約締結遅延に対する措置について</p> <p>委託契約をせず業務を行わせることがないよう適切な措置を講じます。</p>

平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

5

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>ない。当該管理運営に係る委託業務契約のように平成17年5月24日の記名捺印をもって同年4月1日に遡及させることは認められず、適正でない。</p> <p>特命随意契約であっても安易に流れることなく、前年度の契約を暫定的に一定期間継続させる手続きをとるなど、何らかの形で事前に適切な措置を講じておくべきである。</p>	
<p>(2) 排水機場運転委託業務契約の契約方法について</p> <p>平成17年度の入札状況はいずれも落札率97%~98%と非常に高率で競争性に乏しく、指名業者の中にはいずれの場合も予定価格と同じ価格を入札している業者もあり、競争性を阻害することから、適切でない。</p> <p>これら指名競争入札は、現状では単に契約事務手続きを煩瑣にしているだけで、競争性に乏しく、その効果は認められないことから、契約の原則に立ち返り、一般競争入札とすべきである。</p>	<p>(2) 排水機場運転委託業務契約の契約方法について</p> <p>当委託業務は設備保守管理業務契約に相当するものです。排水機の構造上、メーカーとの連携(部品供給)が常に必要な業務ですので、一般競争入札に適さないことから、従前の指名競争入札で行います。</p>
<p>(3) 海上パトロール等の管理業務及び高知港臨港道路維持管理業務委託契約の契約方法について</p> <p>平成17年度の入札状況は、いずれも落札率96.92%~98.64%と高率の落札率に終わっており、入札率の範囲も僅かの差でしかない。また、設計金額が事前公表されているにもかかわらず、入札額もいずれの入札者も下4桁の数字は0が並んでおり、入札率が僅差にしては指名競争入札における競争性を発揮したとは思われない。現状では、指名競争入札による競争性はあまり認められないことから、契約の原則に立ち返り、一般競争入札に改善すべきである。</p>	<p>(3) 海上パトロール等の管理業務及び高知港臨港道路維持管理業務委託契約の契約方法について</p> <p>海上パトロール業務については、高知港内の突発的な大型漂流物の曳航引き上げや塵芥の回収処理、流出した油の処理と港湾施設の補修、港内の深淺測量などの業務であり、船の運航など専門性と緊急対応を必要とするものとなっています。また、臨港道路の維持管理業務についても、道路施設での落石処理等、突発的な作業が発生した場合に直ちに作業に取り掛かれる体制をとるため、短時間に対応できる業者の選定を行うことが必要です。これらの理由から、当該業務の契約については指名競争入札が適当と判断しています。</p>
<p>(4) 特命随意契約の契約方法を改善すべきものについて</p> <p>① 高知港種崎海岸清掃・除草・剪定委託業務契約について</p> <p>公平性及び透明性の観点から他の業者にも契約に参加する機会を</p>	<p>(4) 特命随意契約の契約方法を改善すべきものについて</p> <p>① 高知港種崎海岸清掃・除草・剪定委託業務契約について</p> <p>平成19年度から競争入札とします。</p>

平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

6

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>与えられるように競争入札に改善すべきである。</p>	
<p>② 高知港の港湾区域内における清掃業務委託契約について</p> <p>県は、当該業務委託契約について、高知埠頭欄に一部当該費用を負担させるだけの特別の理由はなく、委託の趣旨に反し、適切を欠くもので適正でない。契約に当たっては、適切で適正価格による予定価格調書を作成するとともに公平性及び透明性の観点から競争入札の方法に改善すべきである。</p>	<p>② 高知港の港湾区域内における清掃業務委託契約について</p> <p>本委託業務は、県有清掃船の運行委託です。指擴のとおり、予定価格調書の作成をしなかったのは適当ではなく、現在は調書を作成していません。</p> <p>なお、港湾区域内の水域は、海底の地形、他船の航行、ゴミの漂着傾向等その運行には習熟を要するため、契約の方法について検討をしていきます。</p>
<p>(5) 小額の契約について</p> <p>① 公衆便所の清掃委託業務について</p> <p>集約可能な契約については、逆に積極的にこれらを合算して一括契約とし、指名・一般競争入札を行い、競争性を持たせることも検討すべきである。</p>	<p>(5) 小額の契約について</p> <p>① 公衆便所の清掃委託業務について</p> <p>意図的に委託業務を分割した訳ではありませんが、今後は、可能なものについては、一体で発注するとともに入札による契約を行うこととします。</p>
<p>② 臨港道路の除草委託業務について</p> <p>小額を理由に契約を分割しているものと指摘される可能性もあり、競争性を高めるためにも両随意契約を統合して競争入札とすべきである。</p>	<p>② 臨港道路の除草委託業務について</p> <p>平成19年度は、臨港道路の区間は県道として道路管理者に移管しており港湾としての除草委託はなくなりました。</p> <p>除草の要望があれば、必要性や予算を考慮しながらその都度対応することになりますが、①で回答したとおり可能なものは一括発注に努めます。</p>
<p>(6) 請書作成の省略の徹底について</p> <p>・高知港事務所においては50万円未満の小額な契約については、請書その他これに準ずる書面として見積書をもって請書に代えている。一方、宿毛土木事務所ではオイルフェンス及び巻取機の管理委託契約について契約書を作成し、200円の印紙を貼付しており、事務処理がまちまちである。</p> <p>・契約書(請書)は、当事者間の法律関係を明らかにしておいて後日の紛争を未然に防止するためのもので、みだりにこれを省略することは許されないが、契約事務の簡素化のため規定の範囲で省略化すべきであることから統一的な事務について指導の徹底を期すべきである。</p>	<p>(6) 請書作成の省略の徹底について</p> <p>会計規則においては、契約者を決定したときは遅滞なく契約書を作成することを原則として、当該契約金額が小額な契約など、契約書(請書)の作成を省略することができる場合が限定的に規定されています。</p> <p>契約書の作成については、前記規定に則り適正に行われるべきであり、会計企画課としても同規則に沿った契約事務を行うよう指導します。</p>

平成 18 年度包括外部監査結果に基づく措置について

7

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>4. 補助金に関する事項</p> <p>(1) 補助金の補助効果について 補助金を超える金額を次期に繰越し、しかも高知港・宿毛湾港振興会の企業誘致等事業において自衛隊訪問が目立つが、このことが、直接、港湾の振興及び本県産業の振興に資するとは疑問であり、認め難い。繰越金の多寡を考慮のうえ補助の要否を判断する必要があるとともに誘致活動によってどの程度の利用促進及び産業振興が図られたかを検証する必要がある。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の補助目的について 土佐清水市からの補助金の申請理由を「あしずり港利用促進事業補助金のため」としているのは、この補助金交付要綱の目的と合致しない。対象港湾という点からみると「あしずり港」が必ずしも適切でないとはいえないが、その必要性があるならば、「あしずり港」の利用促進を含めるなど当該補助金交付要綱を改定し、補助目的に合致させるべきである。</p> <p>5. 財産管理に関する事項</p> <p>(1) 港湾台帳と現地及び告示等との面積、位置の照合について 荷さばき地・野積場の面積について、監査人が現地調査及び告示を基に計算した数値と県作成の港湾台帳上の記載数値とが異なっていた。港湾台帳及び港湾施設位置図が正しく作成されているかどうかについてのチェックは、担当者がたまたま誤りに気づけば修正する程度のものできていない状態である。港湾台帳は港湾法に基づき作成されるもので、平成 17 年度は 1,696,800 円の委託費をかけて作成している。業務委託に際し納入される成果品については、いわゆる丸投げとならないよう、その品質についても十分に配慮し、検証する必要がある。</p> <p>(2) 野積場、荷さばき地の利用状況について</p>	<p>4. 補助金に関する事項</p> <p>(1) 補助金の補助効果について 海上自衛艦の寄港は、直接には県の歳入にはつながらないものの、客船などの寄港と同様に、タグボートの利用や綱取り料といった入出港時の直接的な経費の他、船への物資供給や隊員の陸上での飲食等における経済効果が期待でき、港湾の振興及び産業の振興に資すると認識しています。こうしたことから、宿毛市、高知市共に官民挙げて誘致に取り組んでいます。 なお、一定の事業効果が図られたため、平成 19 年度から本補助金は休止しています。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の補助目的について 平成 19 年度から補助目的にあしずり港の利用促進を含めるよう交付要綱を改正しました。</p> <p>5. 財産管理に関する事項</p> <p>(1) 港湾台帳と現地及び告示等との面積、位置の照合について 平成 19 年度に、県下の港湾において港湾台帳及び告示と現地を確認し、相互に差異があるものについては、これを改めます。測量等委託が必要なものについては、平成 20 年度以降に予算を要求し、順次必要な訂正を行うこととします。</p> <p>(2) 野積場、荷さばき地の利用状況について</p>

平成 18 年度包括外部監査結果に基づく措置について

8

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>① 第 6 埠頭(横浜地区)の物揚場の野積場について 高知県では第 6 埠頭(横浜地区)の物揚場の野積場の利用状況を把握しているながら、港湾施設管理条例に従った処理をしておらず、年間最大で約 190 万円になる金額の徴収、減免について責任の所在をあいまいにしたままにしており、極めて不適切な事務処理である。使用料の徴収、減免について港湾施設管理条例に従った適切な処理を行うべきである。 過去において 2 度撤去させていながら、今回もまたゴミが発生したのは、野積場の使用料を徴収せずに利用させていながら、適切な管理業務を行っていなかったことにより、野積場の管理責任があいまいとなっていたこととも無関係ではなく、使用許可を行い使用者の責任を明確にすべきであったと思われる。</p> <p>② 棧橋の野積場のイベントホールについて 高知県港湾施設管理条例第 2 条に規定する「占用」の意義とは、工作物を設置して、港湾施設の一部を利用することであり、建物の設置は規定していないため、野積場占用料としてその料金を徴収することは適当でないとと思われる。 また、野積場に建設した倉庫をコンサート会場等のイベントホールとして使用することは野積場の本来用途(貨物その他の物品の一時保管)とはかけ離れた用途に使用されているため、施設区分を変更する等してより実態に即した管理を行うべきであると思われる。</p> <p>③ 第 4 埠頭(北タナスカ地区)の荷さばき場について 県内の財産内に対する車両の放置あるいは投棄という明らかに不適切な状態に対し迅速な対応をとるようにする必要がある。</p> <p>(3) 物品の受入(取得)手続きについて明確にすべきものについて ・同じ内容の財産(オイルフェンス巻取機)の一方を物品(重要備品)と</p>	<p>① 第 6 埠頭(横浜地区)の物揚場の野積場について 港湾施設管理条例に基づき適正に管理を行ってまいります。</p> <p>② 棧橋の野積場のイベントホールについて 野積場に建物を設けることについては、「工作物の設置」に当たります。 また、料金の適用については適切に行われています。 当該地域は、港湾法上の分区分で、マリーナ港区に指定されていますが、当該建物は、プレジャーボート等の利用者が利用するレクリエーション施設であり、この分区分で建設できる建物及びその利用方法としては適正なものです。 ただし、当該建物が野積場に存することについては、検討を要すると考えています。</p> <p>③ 第 4 埠頭(北タナスカ地区)の荷さばき場について 平成 19 年 6 月 22 日現在、放置車両は、5 台を処分し残りは 1 台になっています。この 1 台については所有者が判明しており自主撤去の指導をしています。</p> <p>(3) 物品の受入(取得)手続きについて明確にすべきものについて 公有財産の不動産及び動産の従物(定着物)については、地方自治法第 238 条第 1 項に規定され</p>

平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

9

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>し、他方を不動産の定着物として一体に取扱うことは、財産の記録管理に統一性を欠くものであるとともに財産に関する調査(決算附属書類)の記録に影響を及ぼすことから適正でない。</p> <p>・オイルフェンス巻取機のように土地に設置され、不動産に定着した施設の類は、単に予算科目の違いによる物品受入(取得)基準ではなく、不動産の従物(公有財産-工作物)であるか否か(物品)を基準とするなど、物品の統括管理を行う出納局において物品の受入(取得)手続きを明確にし、全庁的、統一的に指導すべきである。</p> <p>(4) 浮き棧橋に係る事務処理について 高知港において堀川浮き棧橋(事業費不明)、長浜川浮き棧橋(事業費57,010千円)及び仁井田地区の浮き棧橋(事業費220,700千円)の浮き棧橋という名称の公有財産が港湾施設情報(港湾施設台帳)に表示されているにもかかわらず、財産に関する調査には記載されていない。特別な根拠及び理由のないまま、あるいはその根拠、理由等を認識しないまま記載しないのは適正でない。 金銭の収支状況が中心の決算書の欠点を補い、年度末の財産の変動について明確に表示する決算附属書類であるので、当該調査に記載、未記載を問わずその根拠、理由を正確に把握、認識して事務処理に当たる必要がある。</p> <p>6. 収入に関する事項 (1) 船舶給水に係る給水使用料の根拠を明確にすべきものについて 当該船舶給水については高知県港湾施設管理条例(昭和29.10.1条例第53号)の使用料の対象としては定められていないため、したがって条例の根拠もないことから、形式の如</p>	<p>ています。また、物品については、同法第239条第1項に規定されています。</p> <p>それによると、公有財産である不動産及び動産の従物は、主物の効用を助けているか否かによって判断されます。つまり主物の効用を助けている従物であれば公有財産、従物でなければ物品になり、同じ製品であっても公有財産、物品として別に管理されます。</p> <p>実際には主物(不動産)と従物(物品)を一体的に取得する場合は、不動産の取得目的で取得することになり、従物だけを取得する場合は、物品の取得科目で取得されることとなります。</p> <p>しかし、物品として取得した場合でも、取得後に設置状況や使用形態などの状況を判断して主物(不動産)の従物である場合は、公有財産に管理替をして管理することになります。</p> <p>今回の件については、現状を確認するとオイルフェンス巻取機は土地の従物であり、公有財産として管理すべきものです。</p> <p>公有財産・物品の管理について、地方自治法の規定のとおり適正に取得及び管理するよう、会計管理局において、今後とも統一的な指導を行います。</p> <p>(4) 浮き棧橋に係る事務処理について 高知県財産規則第4条の公有財産として扱いを除外する規定において、岸壁等については除外されており、係留施設の種類である棧橋は公有財産に当たらないと解されます。 従って、財産に関する調査には当該棧橋を登録していません。</p> <p>6. 収入に関する事項 (1) 船舶給水に係る給水使用料の根拠を明確にすべきものについて 高知県港湾施設管理条例を改正し、高知港の給水施設使用料を定めました。 なお、高知港以外で県が保有する給水施設は、現在供用又は使用がされていませんので、料金は定めていません。</p>

平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

10

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>何を問わず、不特定多数の船舶から使用料を徴収することは適正でない。</p> <p>船舶給水施設は、船舶に給水し易いように特別に岸壁・棧橋に船舶用の給水栓を設備したもので、本来、船舶に給水することを目的とするものであって、合規性及び透明性の観点、さらに受益者負担の観点からも当該港湾施設管理条例に船舶給水使用料の根拠を明確にし、徴収すべきである。</p> <p>(2) 県営上屋等の使用料について 港湾管理運営上極めて重要な港湾施設であるにもかかわらず、同港湾施設管理条例には上記の表に示す県営上屋等は、港湾施設の一つとして使用料の対象とされず、特定の業者に貸付けているが、公共性及び公平性の確保の観点から適正でない。 県営上屋等の有償貸付契約についてみると、駐車場に係る契約を除き、そのほとんどは運送業者、港運業者及び倉庫業者等に転貸し(承認済み)している。借受者の高知埠頭(株)は、単に、取次業者であって、これら県営上屋等の最終の利用者ではなく、最終の利用料金の決定業者であるが、その決定内容等が明確でなく、透明性に欠け、適切でない。 県営上屋及び待合室等フェリー埠頭施設は、港湾法上の港湾施設の一つであり、公共性、公平性及び透明性の観点から、港湾施設管理条例において使用料の対象とするよう、改善検討する必要がある。</p> <p>(3) 上屋付き荷さばき地について 現在の上屋付き荷さばき地の使用者の実態は、海上運送と陸上運送の中継点にあつて貨物の荷さばき、一時保管のための施設というより、運搬用車両を上屋に格納しているなど特定の業者に対する専用倉庫といえなくもない。上屋周辺で、他の者が利用している部分はほとんど無く、許可範囲外の使用が直接障害になっているとは言えない実態ではあるが、黙認している状況が継続すると</p>	<p>(2) 県営上屋等の使用料について 行政財産として管理することも選択肢のひとつとして検討します。</p> <p>(3) 上屋付き荷さばき地について 上屋の使用許可をした相手方に使用できる範囲を説明し、適正な利用をさせます。</p>

平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

11

監査結果	措置の内容
<p>将来対応が困難になる可能性もあり、この際、使用許可範囲を厳密に取扱い不適切な使用状況を解消すべきである。</p> <p>7. その他の事項                      (1) 港湾特会への貸付金について                      現在の港湾特会の財源不足に対しての一般会計からの補填は、形式上は貸付金ということでおこなっているが、その償還計画は具体的なものはなく、港湾特会に資金余剰が発生した場合に一般会計に返済するというものであり、予測によれば完済には現有施設の耐用年数の倍以上の超長期間を要する非常に不健全な状態になっている。                      このことは、形式上は返済予定のある貸付金であるが、実態は、港湾特会の経営効率等を一切考慮しない、基準のない財源不足の単なる補填といわれても仕方が無い状態にある。公共性等の観点から一般会計が負担する必要のある部分があれば一般会計が負担するとともに、港湾特会が本来負担すべき部分を明確にし、もって特別会計本来の機能の発揮につとめる必要がある。                      なお、今回の監査の過程におけるヒアリングや、提示された資料において、港別の収支予測がなされていないなど港湾特会における採算性に関する検証が高知県においてはほとんどなされていないという実態が明らかになった。今後、業務運営の効率化、合理化につとめ、港湾特会事業の健全な運営にも留意する必要がある。</p> <p>(2) 宿毛市土地開発公社への港湾工業団地の先行取得費のための貸付金について                      これらの取引は、形式は貸付金であるが、実態は土地買取代金であると言わざるを得ない。さらに、公社が期末日前後数日間、県への返済資金として金融機関から有利子で借入をおこなっているのがこの金利は平成元年度分から平成18年度分まで累計で10,640千円にのぼっており、さらに平成19年度分として2,672</p>	<p>7. その他の事項                      (1) 港湾特会への貸付金について                      現在の収支予測を整理し、今後の特別会計の在り方を検討します。</p> <p>(2) 宿毛市土地開発公社への港湾工業団地の先行取得費のための貸付金について                      平成19年4月16日付け高知県職員措置請求監査報告書によれば、「宿毛市公社に対して必要な資金の調達及び金利負担の軽減のところがし貸付を実行することは、現下の厳しい財政状況であっても、県の施策としてやむを得ないと認められる」と報告されています。                      なお、港湾工業団地への企業誘致を推進し、できるだけ早い時期に先行取得費のための貸付金の解消に努めます。</p>

平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

12

監査結果	措置の内容
<p>千円を見込んでいます。                      従来から包括外部監査において指摘を受けているところではあるが、このような不自然で不経済な、不適切な状況は早急に解消する必要がある。</p> <p>(3) 入港船舶集計表等の集計表の作成について                      業者に依頼して表計算ソフトの集計結果から自動的に集計表が作成できるソフトを作成するなどにより、業務の効率化を図ることを検討されたい。</p> <p>(4) 本庁と出先機関との権限を合規に行うべきものについて                      これら物品について、保守管理等の予算執行は高知港事務所で行い、物品の記録、報告等財産管理を本庁港湾課で行うことは同事務処理規則に反し、適正でない。また、これら報告された物品のうち、軽自動車、オイルフェンス巻取機及びオイルフェンスは他の港湾にもあるが、高知港のみを特別に港湾課が取扱う理由が明確でない。                      高知県事務処理規則に従って財産管理及び予算執行における本庁と出先機関との事務処理権限を明確にすべきである。</p> <p>(5) プレジャーボートの放置艇問題について                      ① プレジャーボート放置艇対策の現況                      プレジャーボートをガードレールにロープで係留しているものは、ガードレールを破損させるおそれがあり、速やかに適切な場所に係留するよう指導する必要がある。                      ③ 仁井田ボートパークについて                      河川区域の放置艇対策はまだ端緒についていないため、仁井田ボートパークに余剰枠が生じたまま十分に利用されない可能性がある。施設は未使用であっても、時間の経過とともに陳腐化していきその利用可能年数も短くなることから、一刻も早く</p>	<p>(3) 入港船舶集計表等の集計表の作成について                      実情に応じて業務の効率化を検討します。</p> <p>(4) 本庁と出先機関との権限を合規に行うべきものについて                      できるものから順次権限のあり方を見直していきます。</p> <p>(5) プレジャーボートの放置艇問題について                      ① プレジャーボート放置艇対策の現況                      管内の各地区において、順次県の指定する区域へ係留を行うよう指導していきます。                      ③ 仁井田ボートパークについて                      港湾区域内におけるプレジャーボート対策の進展やプレジャーボートの保管に関するPR等により係留隻数は増加しています。                      今後も関係機関と連携して、施設の活用にも努めます。</p>



平成18年度包括外部監査結果に基づく措置について

13

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>施設の有効活用を図られたい。</p> <p>防災上の観点からは、流出等の危険性の高い区域から対策を進めていくべきであり、新規に係留施設を建設せずにボートパークを含めた既存施設で放置艇を収容する予定なのであればなおさら流出の可能性の高い区域などの危険な場所から対策を進めるべきである。関係機関で早急に協議を行い、具体的な方針を定め対策を講じる必要がある。</p>	

-----  
**落 札 公 告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年8月31日

高知県教育長 大崎 博澄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
芸西天文学習館天体観測システム整備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県教育委員会事務局生涯学習課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年8月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社西村製作所 京都府京都市南区上鳥羽尻切町10番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
69,825,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため